

# 前回までの委員会で頂いた 主なご意見と対応

# 第1回委員会で頂いた主なご意見と対応

No.	該当箇所	ご意見	対応	発言委員
1-1	FS検討について	各モデルについて、時間軸を考慮した段階的な需給の検討を行い、発電利用と水素利用の最適なバランスを想定すること	水素需要における感度分析を実施し、時間軸における水素需要を想定し、需要に応じた供給を想定して、事業収支等を検討した。	井上委員
1-2	ガイドライン骨子案について	簡易検討ツールを組み合わせること	処理場流入水量（日最大）を入力すると、製造可能な水素量および発電電力量が算出され、想定される事業収支や温室効果ガス排出量削減効果などが出力されるものとした。	太田代理委員

# 第2回委員会で頂いた主なご意見と対応

No.	該当箇所	ご意見	対応	発言委員
2-1	FS検討について【共通】	水素製造単価の算定方法、算定条件について、既に公表されている情報と整合を図って、比較できるようにすること。	水素製造時間を6時間/日、12時間/日、24時間/日とした場合の水素製造に係る建設費・維持管理費等を製造・供給される水素量で割り、水素供給単価について整理した。	川村委員 田島委員長
2-2	FS検討について【宮城県モデル】	地域バイオマス受入れの種類・量については、他処理場からの汚泥受入れ等も含め、現実的な条件とすること。	県と調整し、受入れる地域バイオマスは浄化槽汚泥を想定し、今後の汚泥集約を想定して、周辺の公共下水道等からの下水汚泥を優先的に受入れることとした。（生ごみ等は将来構想として扱い、FS検討には含めないこととした。）	井上委員
2-3	FS検討について【宮城県モデル】	この規模での焼却施設は、事業として現実的に成立する可能性があるのか、維持管理費や処分単価等も含めて確認すること。	本FS検討で想定した汚泥量での一般的な焼却施設規模における処理単価（焼却施設の建設費・維持管理費および焼却灰処分費）が、想定する脱水汚泥の場外処分単価（約16,000円/wet-t）とおおよそ変わらないことを確認した。（参考資料1参照）	石田委員 森田委員
2-4	FS検討について【宮城県モデル】	消化汚泥を対象とした焼却施設からの廃熱回収が可能か、熱収支等について確認すること。	消化汚泥を焼却する場合の、バイオガスの補助燃料使用量や廃熱回収量については、含水率等の汚泥性状により異なるため、他事例から想定されるデータを参考資料1へ整理した。	石田委員
2-5	FS検討について【宮城県モデル】	消化汚泥の脱水ケーキ処分方法についても、確認すること。	県と調整し、消化汚泥の脱水ケーキ処分方法として、場外搬出を想定して算定した。	田島委員長
2-6	FS検討について【奈良県モデル】	液化炭酸ガスの温室効果ガス排出量削減効果の算定方法について、既存の算定ルールに則っているか確認すること。	液化炭酸ガス利用において、最終的に大気へ放出される場合は、温室効果ガス排出とみなされるため、今回のFS検討においては、温室効果ガス削減効果に計上しないこととした。	山下委員

# 第2回委員会で頂いた主なご意見と対応

No.	該当箇所	ご意見	対応	発言委員
2-7	FS検討について【三島市モデル】	地域バイオマス受入れによるバイオガス量の増加について、現実的なものか前提条件を確認すること。	地域バイオマス受入れによる消化施設の有機物負荷上昇については、既存文献（生ごみマニュアル）における基準値を満たすことを確認した。 また、消化施設への地域バイオマス投入に対する国交省交付金等の交付要件（投入バイオマス量（湿潤量を想定）のうち、下水汚泥が1/2以上）を満たすことを確認した。	石田委員
2-8	FS検討について【想定される需要に関連する情報（FCV以外）】	発電・コジェネ等の水素関連の動向について、事業者の役割分担が明確になるよう記述すること。	各事業者の役割分担が明確になるよう、記述を修正した。	千代オブザーバ
2-9	FS検討について【水素需要の感度分析】	バイオガス収支や熱収支の整合が図られているか、確認すること。	感度分析については、消化槽加温に必要な熱量分のバイオガスを差し引いた条件下で試算していることを確認した。	山下委員
2-10	ガイドライン素案について【第5章】	現行ガイドラインの数値等をリバイス（時点修正）した箇所と、水素関連情報の追記箇所を、区別して表記し、読み易くすること。	水素関連情報の追記箇所をハイライト（黄色塗り）とした。	田島委員長
2-11	ガイドライン素案について【第5章】	水素製造量と電力製造量を足す際の、単位について確認し、必要に応じて、算定方法や考え方を注記すること。	水素量と電力量の製造量を合算する考え方や算定方法について、注記した。	坂田委員
2-12	ガイドライン素案について【第5章】	CASE10（2万トン/日規模）のケース設定については、現実的なケース設定とすること。	現行ガイドラインの地域バイオマス受入のケースと同様に設定することし、日最大流入水量2万トン/日規模のケースでは、有効利用できるバイオガス量が少ないため、このケース設定を日最大流入水量5万トン/日規模とした。	石田委員
2-13	ガイドライン素案について【第5章】	事業収支およびGHG削減効果の算定結果を共有すること。	修正ver2において整理し共有した。	田島委員長
2-14	ガイドライン素案について【第5章】	昨年度とりまとめにおける、事業性について慎重に検討すべきという内容を盛り込むこと。	修正ver2において整理し共有した。	山田委員

※その他、ガイドライン素案について頂いたご意見とその対応については、資料3別紙にて整理